

【別紙3-2】

独自利用事務における個人番号提出時の本人確認方法について

※高等学校等就学支援金事務とは本人確認の方法が異なるため、ご注意ください。

- 独自利用事務とは、沖縄県高等学校等奨学のための給付金に関する事務、沖縄県立高等学校学び直し支援金に関する事務、沖縄県立高等学校専攻科修学支援金に関する事務、沖縄県立高等学校授業料等の減免に関する事務を指します。
- 通知カードは、原則として使用できません。通知カードの記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)以前に通知カードの変更手続きが完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。
- 個人番号の提供を受ける際には、なりすましを防止するため、**本人確認**を行うことが義務づけられています。
- 教育支援課が行う独自利用事務では、保護者等のマイナンバーを、**生徒又は保護者等**が学校を通じて支給権者に提出します。
- 教育支援課が行う独自利用事務については、高等学校等就学支援金事務と異なり、生徒が個人番号関係事務実施者ではないため、生徒からの提出であっても学校等による本人確認が必要となります。
※高等学校等就学支援金事務とは本人確認の方法が異なるため、注意してください。
- 本人確認には、「①番号確認」と②「身元(実在)確認」があります。
- 顔写真付きの個人番号カード(マイナンバーカード)では、裏面による「①番号確認」と表面による「②身元(実在)確認」の両方が可能です。
- 他方、通知カードでは、「①番号確認」のみしかできないため、原則として、「②身元(実在)確認」のために写真付き身分証等の身元(実在)確認書類(以下、「本人確認書類」とする。)を併せて提出する必要があります。

個人番号カードまたは通知カードによる本人確認

本人確認	顔写真付き個人番号カード	通知カード
①番号確認 (正しい個人番号であることの確認)	○ (裏面)	○ (表面)
②身元(実在)確認 (提供を行う者が番号の正しい持ち主であることの確認)	○ (表面)	×

原則として、本人確認書類の提出が必要

■ 個人番号の提出パターンを下表に整理しました。

提出者		事務室担当へ直接提出	郵送
生徒		①保護者等全員分のマイナンバーカードの裏面、通知カード、個人番号記載の住民票のうちいずれか1つ ②保護者等全員分の委任状 ③生徒の身分証明書を持参※1（顔写真付きの学生証も可）	/
保護者等	1名の場合	①マイナンバーカードの裏面、通知カード、個人番号記載の住民票のうちいずれか1つ ②身分証明書を持参※1	①保護者等全員分のマイナンバーカードの裏面、通知カード、個人番号記載の住民票のうちいずれか1つ ②保護者等全員分の身分証明書
	2名以上の場合	①保護者等全員分のマイナンバーカードの裏面、通知カード、個人番号記載の住民票のうちいずれか1つ ②来校しない保護者全員分の委任状 ③来校する保護者等の身分証明書を持参※1	

※1身分証の提示を求め、本人確認を行った上で個人番号を受け取ってください。（提出の必要はありません。）

- 住民票は個人番号が確認できるのであれば写しでも可。台紙に必要事項を記載の上、住民票を貼付ではなく別添で提出してください。
- 個人番号提出者以外の個人番号が記載されている住民票謄本を受け取った場合は、マスキング等を施し該当者以外の個人番号の記載が読み取れないものを教育支援課へ送付してください。
- 個人番号提出者以外が持参した場合
 - 委任状（【別紙5】を参照）を提出してもらい、代理権があるか確認。
 - 代理人の身分証明書の提示を求め本人確認を行った上で受け取ってください。
 - 保護者等が2名以上おり、そのうち一部の者が他の者の分も併せて持参する場合、来校しない保護者等の委任状の提出が必要です。
※配偶者に委任する場合も委任状が必要です。
 - 親権者2名が別居しているなど、委任者が2名となる場合もあるので、学校にて、【別紙5】を修正することは可。